平成２４年（フ）第４３号
島根県益田市幸町５番40号　吉田アパート左
債務者　宮崎　雄一
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月28日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第６７４号
静岡市清水区庵原町1401番地の４
債務者　生子　桂裕
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２０４５号
千葉県松戸市松戸1797
破産者　大塚　貞一
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２３８号
東京都千代田区三崎町１丁目１番４号
破産者　株式会社日本リサーチシステム
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４４７号
東京都杉並区成田西４丁目13―10―102
破産者　吉永　隆之
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３１５号
東京都八王子市東浅川町519―３―205、開始決定時の住所東京都八王子市東浅川町508―１―505
破産者　玉田　雅明
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５５７号
東京都東村山市廻田町１―25―32―305、開始決定時の住所東京都東村山市野口町２丁目21―１―506
破産者　井上喜代美
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８４６号
東京都葛飾区東水元２丁目２―１―201
破産者　富澤　秀敏
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５６４号
東京都中野区江原町１丁目46番12号
破産者　株式会社ギャランティトランスポート
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０３５号
東京都台東区松が谷４丁目６番３号
破産者　有限会社根本木工所
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４４０号
東京都練馬区富士見台３丁目59―６―103
破産者　篠宮　秀子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５３３号
埼玉県戸田市大字新曽2568番地の１
破産者　株式会社マジェスティ
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５３４号
埼玉県戸田市大字新曽2568―１
破産者　水落　政和
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５８４号
東京都国分寺市西町１丁目８―25―102
破産者　加増利　隆
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６８６号
東京都江戸川区谷河内１丁目５―６―102
破産者　高橋　美香
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９４６号
東京都江東区大島５丁目30番14号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区築地２丁目２番５号
破産者　永和堂株式会社
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９４７号
東京都江東区東陽２丁目３―１―1004
破産者　神田　範世
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４１５号
千葉県成田市玉造３丁目１　８棟501
破産者　土田　　誠
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４２４号
東京都調布市西つつじケ丘３丁目５―２―102
破産者　阿川　尚司
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４５６号
東京都三鷹市下連雀５丁目３―４―407
破産者　中込　　賢
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４５７号
東京都三鷹市下連雀５丁目３―４―407
破産者　中込　良江
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部